

議案第15号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する警察が取り扱った物品に係る管理の瑕疵による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

倉吉市 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金3,520円を支払うものとする。

3 事件の概要

(1) 事件の発生年月日

令和4年7月4日

(2) 事件の発生場所

鳥取県倉吉警察署内

(3) 事件の状況

鳥取県倉吉警察署所属の職員が、公務のため取り扱った和解の相手方所有のスマートフォンケースをスマートフォンから着脱するなどした際、同スマートフォンケースを破損させたものである。